

株 主 各 位

第50回定時株主総会招集のご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

- ・ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 …… 1

【連結計算書類】

- ・ 連結株主資本等変動計算書 …… 6
- ・ 連結注記表 …… 7

【計算書類】

- ・ 株主資本等変動計算書 …… 17
- ・ 個別注記表 …… 18

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.okiden.co.jp/ir/share/shr_meeting.html) に掲載することにより開示しております。

沖縄電力株式会社

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

<業務の適正を確保するための体制に関する基本方針>

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、経営方針等において法令遵守・企業倫理の徹底を明記するとともに、法令遵守・企業倫理に関する社内規定（企業行動基準規程、取締役等法令遵守・倫理規程）を定め、自らコンプライアンス意識の向上に努める。
- ② 取締役会は原則として月2回開催し、会社の重要な業務執行事項の決定、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役会の開催にあたっては、年間の開催スケジュールや会議資料等の事前提供、適切な審議時間の確保等を通し、審議の活性化を図る。
- ③ 当社から独立した立場の社外取締役から適切な助言を受けることで、取締役会の監督機能を高める。また、社外取締役が適切な助言を行えるよう、代表取締役および監査役との意見交換を通し、情報交換・認識共有および連携の確保を図る。
- ④ 法令遵守・企業倫理に基づく企業行動の徹底を図るため、社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置する。また、法令違反や企業倫理上の相談を受け付ける「企業倫理相談窓口」を設置し、不正行為の抑止に努める。
- ⑤ 反社会的勢力の排除に関して社内規定（企業行動基準規程、反社会的勢力の対応要領）を定め、反社会的勢力と一切の関係を持たず、毅然とした態度での対応を徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書等の情報は、社内規定（文書管理要領、記録管理要領、機密文書取扱要領、電子化情報取扱要領、重要文書の管理要領）に基づき、適切に保存・管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを適切に管理するために「リスクマネジメント基本要領」を定め、各部門において定期的にリスクの特定、分析、評価を行った上で、対応マニュアル等を整備し、リスクの未然防止およびリスク発生時の迅速な対応に努める。
- ② 重大な災害や事故等に迅速かつ的確に対応するために「非常災害対策要領」や「危機管理対策要領」等を定め、体制や対応手順等を整備し、リスクの発生に備える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、「職務権限規程」および「職制規程」を定め、各部門および各責任者の権限を明確にする。
- ② 職務の執行を効率的に行うため、執行役員で構成する「執行役員会」、「経営対策会議」および執行役員、各部室店長で構成する「幹部会」を設置し、業務運営に関する必要事項について協議する。
- ③ 品質を「経営の質」と定義し、国際規格であるISO9001の手法を活用した品質マネジメントシステムに基づき、効率的な経営管理および継続的改善に努める。
- ④ 年度経営方針を組織全体に浸透させ、各部門および各階層がそれぞれの役割を着実に実行することにより、年度経営方針および各種計画より展開された年度目標の着実な達成を図る。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守・企業倫理に関する社内規定（企業行動基準規程、社員倫理規程）を定め、定期的に法令遵守・企業倫理に関する講話を実施することで、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ② 内部監査部門は、法令遵守・企業倫理を確保するため、監査役と連携を図り監査を実施する。
- ③ 法令違反や企業倫理上の相談を受け付ける「企業倫理相談窓口」を設置することで、不正行為の抑止および早期是正を図る。また、「企業倫理相談窓口」で受け付けた事案については、「企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ経営に関する方針を定め、グループ一体となってグループ経営を推進する。
- ② 「沖電グループ企業行動基準」を定めるとともに、グループ各社へ倫理規程等の策定を促し、グループ全体の法令遵守の徹底を行う。
- ③ 「企業倫理相談窓口」においてグループ各社の法令違反・企業倫理に関する相談を受け付けることにより、グループ全体の法令遵守の確保に努める。
- ④ 関係会社の管理にあたっては、運営部門を設けるとともに、グループ経営に影響を与える重要な事項については、「関係会社運営要領」を定め、関係会社からの事前協議または報告を受ける。

- ⑤ 社長、副社長、企画本部長およびグループ各社社長により構成される「沖電グループ最高経営会議」を定期的を開催することで、事業リスクの情報収集を行う。
- ⑥ 当社およびグループ各社は、財務報告に係る必要かつ適切な内部統制システムを整備・運用することにより、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑦ 内部監査部門は、必要に応じグループ各社の内部監査を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織として、取締役から独立した監査役室を設置し、専任スタッフを配属する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役室のスタッフは、監査役の指揮命令の下で職務を執行する。
- ② 監査役室スタッフの人事に関して、取締役と監査役は意見交換を行う。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類等を監査役の閲覧に供し、必要に応じて説明を行う。
- ② 取締役は、「取締役会」、「執行役員会」および「経営対策会議」等の重要な会議において、監査役が報告を求めた場合は、その求めに応じる。
- ③ 当社およびグループ各社の取締役および監査役は、「沖電グループ最高経営会議」、「沖電グループ監査役連絡会」等において、監査役が報告を求めた場合は、その求めに応じる。
- ④ 取締役は、「企業倫理委員会」に監査役をオブザーバーとして参加させ、また、取締役および執行役員に関する事項について当社およびグループ各社の役職員が利用できる「企業倫理相談窓口」を監査役室に設置することで、法令遵守・企業倫理に関する重要な事項の情報を監査役へ提供する。
- ⑤ 取締役は、「企業倫理相談窓口運営規程」において、通報等の行為を理由に不利益な取扱いをしてはならないことを定め、当該報告者の保護を図る。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、意見交換を行い相互認識を深める。
- ② 内部監査部門は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役監査が効果的に行われるよう努める。
- ③ 取締役は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を請求したときは、当該監査役の職務の執行について必要でない認められた場合を除き、これに応じる。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当社は、「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」について定期的に改定の要否を検討しており、2021年6月29日および2022年3月22日の当社取締役会の決議において同基本方針を一部改定いたしました。その趣旨、内容等につきまして、当社グループ全体への周知を図っております。

当事業年度における同基本方針の主な運用状況は以下のとおりです。

(1) 重要な会議の開催状況

取締役会を18回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保するとともに、取締役会の監督機能を高めるために、独立社外取締役が出席いたしました。その他、監査役会を7回、執行役員会を18回（2021年6月迄は常勤役員会を7回）、経営対策会議を21回、幹部会を13回、沖電グループ最高経営会議を5回、沖電グループ監査役連絡会を2回開催いたしました。

(2) コンプライアンス体制について

社長を委員長とする企業倫理委員会を4回開催し、企業倫理に関する活動計画の策定、実施状況の報告およびコンプライアンス強化に向けた議論等を行いました。

具体的には、社長メッセージ「企業倫理の徹底について」の発信や、当社の役員およびグループ各社社長を対象とした「法令遵守・企業倫理に関する講演会」、当社およびグループ各社の従業員を対象とした「企業倫理に関する講話」、当社およびグループ各社の役員・従業員を対象とした「コンプライアンス研修」を実施いたしました。

また、当社およびグループ各社の従業員を対象とした企業倫理相談窓口について、グループ全体への周知活動を実施するとともに、その運用実績を企業倫理委員会および取締役会に報告いたしました。

(3) リスク管理体制について

「リスクマネジメント基本要領」に基づき、各部門においてリスクの特定、分析、評価を行った上で、整備した対応マニュアル等の有効性を評価し、必要に応じて制改定を行いました。また、執行役員会にて、各部門におけるリスクマネジメントの取り組み状況および「顕在化したリスク」への対応について報告いたしました。

大規模地震・津波等により電力設備等が甚大な被害を受けたとの想定のもと、全社規模での総合防災訓練を実施いたしました。その他、東日本大震災を踏まえ、当社における災害対策の具体的な検証、ならびに常襲する台風に対する対策や設備被害発生時の早期復旧方策等を検討する災害対策検証委員会を1回開催いたしました。

サイバーセキュリティへの対応については、サイバー攻撃による情報漏洩事故等の未然防止に努めるとともに、万一のサイバーセキュリティインシデント発生時には迅速な対応ができるよう、全社的なセキュリティ対応体制を整備しております。

(4) 効率的な職務執行体制について

品質マネジメントシステムの適切性・妥当性・有効性を継続的に維持するための評価（マネジメントレビュー）を全常勤役員が出席する執行役員会等にて行いました。

また、品質マネジメントシステムの仕組みの改善に関する審議や、年度目標の情報共有・進捗管理等の報告を行う品質管理委員会を2回開催いたしました。

(5) 内部監査の実施について

新年度の監査計画策定時に監査役のヒアリングと意見交換を実施した上で、評価項目を設定し、連結子会社も含め内部監査を実施いたしました。

「財務報告に係る内部統制評価要領」に基づくJ-SOX評価において、当社および連結子会社が財務報告に係る内部統制システムを整備・運用していることを確認いたしました。

(6) 監査役の監査体制について

監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議への出席および主要な稟議書等重要な書類の閲覧を通して、重要な意思決定の過程および取締役の職務の執行状況を確認いたしました。

また、代表取締役および社外取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等についての意見交換を行うとともに、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受けることを通して、監査の実効性向上に努めております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	7,586	7,223	148,844	△5,249	158,403	2,588	23	416	3,029	1,640	163,073
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△44		△44						△44
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	7,586	7,223	148,799	△5,249	158,359	2,588	23	416	3,029	1,640	163,029
当連結会計年度変動額											
剰 余 金 の 配 当			△3,264		△3,264						△3,264
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,959		1,959						1,959
自 己 株 式 の 取 得				△145	△145						△145
自 己 株 式 の 処 分		△0		1	0						0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純 額)						△526	14	57	△454	162	△291
当連結会計年度変動額合計	—	△0	△1,305	△144	△1,450	△526	14	57	△454	162	△1,741
当連結会計年度末残高	7,586	7,223	147,493	△5,394	156,909	2,062	38	474	2,574	1,803	161,287

連結注記表

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

(2) 連結子会社の名称

(株)沖電工、沖電企業(株)、沖縄プラント工業(株)、沖縄電機工業(株)、沖電開発(株)、沖電グローバルシステムズ(株)、(株)沖縄エネテック、沖縄新エネ開発(株)、(株)沖設備、F R T(株)、(株)プログレッシブエナジー、(株)リライアンスエナジー沖縄

(3) 非連結子会社の名称

(有)キューテック、シードおきなわ合同会社、(株)おきでんCplusC、ティーダエナジーおきなわ合同会社
連結の範囲から除外した非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）の規模等からみて、連結範囲から除いても連結計算書類に及ぼす影響に重要性が乏しい。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 該当なし

(2) 持分法を適用した関連会社の数 1社

(3) 持分法を適用した関連会社の名称

沖縄通信ネットワーク(株)

(4) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社

(有)キューテック、シードおきなわ合同会社、(株)おきでんCplusC、ティーダエナジーおきなわ合同会社
関連会社

(株)がんじゅう、(株)ネクステムズ

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産

主として月総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として法人税法に規定する耐用年数に基づく定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する耐用年数に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

収益認識に関する会計基準を適用している。

電気料金等に係る収益の認識基準については、電気事業会計規則に基づく検針日基準を適用し、毎月の検針により計量される電気使用量から電灯・電力料を計上している。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

為替予約取引についてヘッジ会計を適用している。

イ. ヘッジ会計の方法

為替予約取引は振当処理によっている。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建取引

ハ. ヘッジ方針

為替リスク…外貨建取引について為替予約取引を行い、円貨額を確定している。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

振当処理によっている為替予約取引については、有効性の評価を省略している。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

【会計方針の変更に関する注記】

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。

また、収益認識会計基準等の適用を踏まえ、「電気事業会計規則」（1965年6月15日 通商産業省令第57号 2021年3月31日）が改正されたため、「再エネ特措法賦課金」及び「再エネ特措法交付金」の取引金額は、従来、営業収益に計上していたが、「再エネ特措法賦課金」は、電気事業営業収益に計上せず、「再エネ特措法交付金」は電気事業営業費用から控除することとなった。

電気事業営業収益のうち、電灯料・電力料等については、電気事業会計規則に従い毎月の検針により使用量を計量し、それに基づき算定される料金を収益計上する方法（以下、「検針日基準」という。）により収益を認識しているが、当該会計処理方法に変更はないため、引き続き検針日基準を適用している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。なお、当連結会計年度の期首の利益剰余金への影響は軽微である。

この結果、当連結会計年度における営業収益及び営業費用が33,128百万円減少している。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、当連結計算書類に与える影響はない。

【表示方法の変更に関する注記】

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記している。なお、前連結会計年度における「固定資産売却益」の金額は29百万円である。

また、前連結会計年度において、区分掲記していた営業外費用の「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示している。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 当社の総財産は、社債及び沖縄振興開発金融公庫からの借入金の一部について一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む）	80,000百万円
沖縄振興開発金融公庫借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	75,297百万円

- (2) 一部の連結子会社の資産は、金融機関等からの借入金の担保に供している。

担保に供している資産

その他の固定資産	2,801百万円
----------	----------

リース債権	1,949百万円
-------	----------

上記資産を担保としている債務

長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	4,651百万円
------------------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	700,680百万円
-------------------	------------

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	56,927,965株
------	-------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,632百万円	30円	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	1,632百万円	30円	2021年9月30日	2021年12月1日

(注) 2021年10月29日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれている。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,632百万円	30円	2022年3月31日	2022年6月30日

(注) 2022年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれている。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他 (注1)	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	電気事業	建設業				
電気事業営業収益	166,024	—	—	166,024	△1,478	164,546
その他事業営業収益	2,053	26,515	28,419	56,988	△45,302	11,685
計	168,078	26,515	28,419	223,013	△46,780	176,232

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電気機械設備の受託運転及び点検・補修、不動産事業などを含んでいる。

2. 顧客との契約以外から生じた収益の額に重要性はないため、顧客との契約から生じる収益との区分表示はしていない。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主要な事業における履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりである。

電気事業

電気事業（発電事業、一般送配電事業、小売電気事業）を営んでおり、沖縄県を供給地域とし、お客さまに電気を供給している。

特定小売供給約款などにに基づき電気をお客さまへ供給する義務を負っている。

電気契約の期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目までとなる。また、お客さまの申し出がないかぎり、契約は1年ごとに同じ内容で継続される。

電気の供給は、契約期間にわたり継続して行われるため、料金回収の観点から一定の期間（通常1か月）を区切って使用量を確定させたくうで、その期間ごとに料金の請求を行っている。使用量の確定については、分散検針を行っており、会計上、毎月、日々を実施する計量により確認したお客さまの使用量に基づき収益を計上している。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業等を行うための設備投資と債務償還などに必要な資金を、主に金融機関からの長期借入や社債発行により調達している。また、短期的な運転資金を銀行借入やコマーシャル・ペーパー発行により調達している。

長期投資のうちその他有価証券は、主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

受取手形及び売掛金は、主に電気料金によるものであり、継続的に顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、債権の確保または保全のための手段を講じ、回収懸念の早期把握や軽減に努めている。

有利子負債の大部分が固定金利によるものであるため、金利変動の影響は限定的である。

デリバティブ取引は、一部の外貨建取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引を行っており、執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
資 産			
(1) 長期投資(※3) その他有価証券	5,101	5,101	—
負 債			
(2) 社債	80,000	79,513	△487
(3) 長期借入金	118,171	119,519	1,347
(4) デリバティブ取引(※2)	52	52	—

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」、「支払手形及び買掛金」、「未払税金」については現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

(※3) 以下の金融商品は市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1)長期投資 その他有価証券」には含めていない。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,580
有限責任組合への出資	197

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定された時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットにより算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期投資 その他有価証券 株式	5,101	—	—	5,101
資産計	5,101	—	—	5,101
デリバティブ取引	—	52	—	52

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	79,513	—	79,513
長期借入金	—	119,519	—	119,519
負債計	—	199,032	—	199,032

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期投資

その他有価証券

上場株式は取引所の価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているためその時価をレベル1の時価に分類している。

社債

当社の発行する社債は主に市場価格（売買参考統計値）に基づき算定しており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その価値をレベル2の時価に分類している。

長期借入金

長期借入金の一部で変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。

固定金利によるものは、当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

デリバティブ取引

店頭取引のデリバティブについては取引金融機関より提示された時価によっており、外国為替相場等のインプットを用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定されており、レベル2の時価に分類している。

【一株当たり情報に関する注記】

一株当たり純資産額	2,936円44銭
一株当たり当期純利益	36円05銭

(注1) 一株当たり純資産額の算定上、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式を、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度末において「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する自己株式数は100,000株である。

(注2) 一株当たり当期純利益の算定上、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度において「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する期中平均自己株式数は61,538株である。

【その他の注記】

1. 連結計算書類の用語、様式及び作成方法については、「会社計算規則」に準拠し、「電気事業会計規則」に準じて作成している。
2. 業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、2021年6月29日開催の第49回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」（以下、「本制度」という。）を導入している。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度である。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となる。

(2) 信託口に残存する自社の株式

信託口に残存する当社株式を、信託口における帳簿価額（付随費用の金額除く。）により純資産の部に自己株式として計上している。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は144百万円、株式数は100,000株である。

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計	
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金						自 己 株 式 株 資 合 計	主 本 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 げ 損 益		延 滞 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
	資 本 金	資 本 準 備 金	其 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	其 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計						
						原 価 変 動 調 整 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 げ 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計							
当事業年度期首残高	7,586	7,141	0	7,141	964	9,000	105,000	15,157	130,122	△5,249	139,601	2,555	23	2,579	142,180	
当事業年度変動額																
別途積立金の積立															-	
剰余金の配当								△3,264	△3,264		△3,264				△3,264	
当期純利益								694	694		694				694	
自己株式の取得										△145	△145				△145	
自己株式の処分			△0	△0				△0	△0	1	0				0	
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)												△494	14	△480	△480	
当事業年度変動額合計	-	-	△0	△0	-	-	-	△2,570	△2,570	△144	△2,715	△494	14	△480	△3,195	
当事業年度末残高	7,586	7,141	-	7,141	964	9,000	105,000	12,586	127,551	△5,394	136,885	2,060	38	2,098	138,984	

個別注記表

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産

燃料及び一般貯蔵品

月総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

特殊品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する耐用年数に基づく定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する耐用年数に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、翌事業年度から費用処理することとしている。

4. 収益及び費用の計上基準

収益認識に関する会計基準を適用している。

電気料金等に係る収益の認識基準については、電気事業会計規則に基づく検針日基準を適用し、毎月の検針により計量される電気使用量から電灯・電力料を計上している。

5. その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約取引は振当処理によっている。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段… 為替予約取引

ヘッジ対象… 外貨建取引

③ ヘッジ方針

為替リスク… 外貨建取引について為替予約取引を行い、円貨額を確定している。

④ ヘッジ有効性評価の方法

振当処理によっている為替予約取引については、有効性の評価を省略している。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の貸借対照表における会計処理の方法が連結計算書類と異なっている。

【会計方針の変更に関する注記】

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。

また、収益認識会計基準等の適用を踏まえ、「電気事業会計規則」（1965年6月15日 通商産業省令第57号 2021年3月31日）が改正されたため、「再エネ特措法賦課金」及び「再エネ特措法交付金」の取引金額は、従来、営業収益に計上していたが、「再エネ特措法賦課金」は、電気事業営業収益に計上せず、「再エネ特措法交付金」は電気事業営業費用から控除することとなった。

電気事業営業収益のうち、電灯料・電力料等については、電気事業会計規則に従い毎月の検針により使用量を計量し、それに基づき算定される料金を収益計上する方法（以下、「検針日基準」という。）により収益を認識しているが、当該会計処理方法に変更はないため、引き続き検針日基準を適用している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。なお、当事業年度の期首の利益剰余金への影響はない。

この結果、当事業年度における営業収益及び営業費用が33,128百万円減少している。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、当計算書類に与える影響はない。

【表示方法の変更に関する注記】

（損益計算書）

前事業年度において、営業外収益の「雑収益」に含めていた「物品売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記している。なお、前事業年度における「物品売却益」の金額は86百万円である。

また、前事業年度において、区分掲記していた営業外費用の「有価証券評価損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「雑損失」に含めて表示している。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務		
当社の総財産は、社債及び沖縄振興開発金融公庫からの借入金の一部について一般担保に供している。		
社債（1年以内に償還すべき金額を含む）		80,000百万円
沖縄振興開発金融公庫借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）		75,297百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		703,274百万円
3. 偶発債務		
(1) 連帯保証債務		
広告代理店契約に基づき発生した債務に対する連帯保証債務		
沖電企業(株)		6百万円
事業用定期借地権設定契約に基づき発生した債務に対する連帯保証債務		
沖電開発(株)		253百万円
(2) 保証予約		
以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務		
沖縄新エネ開発(株)		484百万円
F R T(株)		240百万円
(株)プログレッシブエナジー		690百万円
4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務		
長期金銭債権		11,559百万円
短期金銭債権		481百万円
長期金銭債務		319百万円
短期金銭債務		10,362百万円
5. 附帯事業に係る固定資産の金額		
心線賃貸事業	専用固定資産	62百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	46百万円
	合計額	108百万円
ガス供給事業	専用固定資産	126百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	319百万円
	合計額	445百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高		
営業取引による取引高	費用	20,916百万円
	収益	3,647百万円
営業取引以外の取引高		553百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

2,615,991株

(注) 当事業年度の末日における自己株式の数には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式100,000株が含まれている。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費償却超過額

3,234百万円

退職給付引当金

1,696百万円

未払賞与

463百万円

未払費用

446百万円

繰越欠損金

346百万円

委託費等

111百万円

その他

805百万円

繰延税金資産小計

7,104百万円

評価性引当額

△ 383百万円

繰延税金資産合計

6,721百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

△ 760百万円

土地評価益

△ 281百万円

その他

△ 14百万円

繰延税金負債合計

△1,056百万円

繰延税金資産の純額

5,664百万円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

属性	会社等の名称	議 決 権 等 の 有 所 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	(株) 沖 電 工	所有 直接 81.8%	電気工事の委託 役員 の 兼 任 3名	配電建設工事 の 委 託 等 (注1)	7,652 (注2)	関係会社 短期債務	2,698 (注2)
子会社	沖 電 開 発 (株)	所有 直接 100.0%	資 金 の 貸 借 任 役 員 の 兼 任 3名	資 金 の 貸 付 (注3)	5,110	関係会社 長期投資	7,426
子会社	(株)リアリانس エナジー沖繩	所有 直接 51.6%	資 金 の 貸 借 任 役 員 の 兼 任 2名	資 金 の 貸 付 (注3) 貸付金の回収 (注3)	800 232	関係会社 長期投資	4,133

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 一般と同様の取引条件により、市場価格等を勘案し、契約している。

(注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

(注3) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

【一株当たり情報に関する注記】

一株当たり純資産額 2,559円00銭

一株当たり当期純利益 12円77銭

(注1) 一株当たり純資産額の算定上、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式を、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度末において「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する自己株式数は100,000株である。

(注2) 一株当たり当期純利益の算定上、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度において「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する期中平均自己株式数は61,538株である。

【その他の注記】

1. 計算書類の用語、様式及び作成方法については、改正後の「電気事業会計規則」に基づき作成している。
2. 当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度については、連結注記表「その他の注記（2. 業績連動型株式報酬制度の導入）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。